

4月1日付 市人事異動

市では、4月1日付で部課長および係長・係員の異動を行いました。部課長級の異動は次の通りです（カッコ内は前職。※は再任用）。

部 長 級

議事事務局局長兼議事事務局次長事務取扱※（議事事務局局長兼議事事務局次長事務取扱） 荒島久人▽企画経営室長※（企画経営室長） 土屋健治▽総務部長（総務部長兼監査事務局局長事務取扱） 佐々木弘治▽福祉保健部長兼福祉事務所長（企画経営室長） 長澤孝仁▽都市建設部長※（都市建設部長） 小原延之▽教育部兼指導室長事務取扱（東京都 椿田克之）

課 長 級

企画経営室企画調整課長 部健康課長（企画経営室財政課長 秋山悟▽子ども家庭部子育て支援課長（市民部産業政策課長兼農業委員会事務局局長） 関知紀▽都市建設部都市計画課長兼主査事務取扱（都市建設部都市計画課長） 久保隆義▽都市建設部道路計画課長兼道路交通計画係長事務取扱（都市建設部道路計画課長兼用地係長事務取扱） 武内浩司▽都市建設部施設建設課長兼主査事務取扱（都市建設部施設建設課長） 小林徹雄▽教育部兼教育総務課長兼施設管理係長事務取扱（企画経営室秘書広報課長兼秘書係長事務取扱） 佐川公行▽教育部事務課長（企画経営室企画調整課長 補佐兼主査 白土和巳▽教育部生涯学習課長兼スポーツ振興係長事務取扱（福祉保健部保険年金課長補佐兼国民健康保険係長） 板倉正弥▽監査事務局局長（総務部職員課主幹 東京都町村総合事務組合派遣） 林幸雄）

詳しくは職員課☎470・7716へ。

特別徴収(年金からの天引き)の方へ 介護保険料・仮徴収のご案内

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、年に6回、偶数月に行われます。しかし、年間の保険料は、市民税・都民税の課税内容などに基づき算定されるため、前年の所得が確定する7月にならなければ決まりません。

そのため、4月・6月・8月に特別徴収で納めていたた保険料は、2月に納めていた額と同額を、仮の保険料として納めていただくこととなります。これを「仮徴収」といいます。

31年度の保険料額は、7月中旬に発送予定の「介護保険料決定通知書兼納入通知書」でお知らせします。年間保険料額決定後は、仮徴収額との差額分を、10月・12月・

翌年2月に納めていただきます（本徴収）。

仮徴収額を変更する場合があります

仮徴収が行われる年度前半（4月・6月・8月）の保険料額と、本徴収が行われる年度後半（10月・12月・翌年2月）の保険料額を平準化するために、8月の仮徴収額を変更することがあります。

仮徴収額を変更した場合は、「介護保険料決定通知書」でお知らせします。

詳しくは介護福祉課保険係 ☎470・7777（内線4910・4911）へ。

「施策成果等アンケート調査」を実施しています

市では、市が実施しているさまざまな行政サービスに関する成果や実績などを把握するため、「施策成果等アンケート調査」を実施しています。

調査は市内在住の18歳以上の方の中から無作為に2000人を抽出し、郵送で調査票を送付しています。

調査票が届いた方は、ご協力をお願いします。調査結果は市ホームページなどで公表します。

詳しくは行政管理課☎470・8031へ。

特別児童扶養手当・特別障害者手当などのご案内と各手当額をお知らせします

31年4月分から、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の各手当額が改定されました。

特別児童扶養手当

次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

①愛の手帳1～3度程度
②身体障害者手帳1～3級程度
③長期間安静を必要とする病状または精神の障害により、日常生活に著しい制限を受け

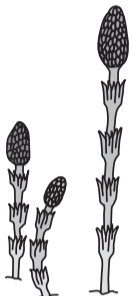
ね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で、それらが重複している方または、それらと同等の疾病、精神障害の方に支給されます。ただし、施設入所者および病院などに3カ月を超えて入院している方には支給されません。

※申請者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり。

※申請者本人・扶養義務者の所得制限あり。

特別障害者手当

20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（おむ



ね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で、それらが重複している方または、それらと同等の疾病、精神障害の方に支給されます。ただし、施設入所者および病院などに3カ月を超えて入院している方には支給されません。

※申請者本人・扶養義務者の所得制限あり。

※申請者本人・扶養義務者の所得制限あり。

心身障害者福祉手当

次の①・②のいずれかに該当する方に支給されます。

①20歳以上で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症のいずれかに該当する方
②身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度、または難病医療費助成受給者の方

ただし、施設に入所している方、65歳以上で新たに対象要件を満たした方、児童育成手当の障害手当を受給中の方には支給されません。

※申請者本人の所得制限あり。20歳未満の方は扶養義務者の所得制限あり。

心身障害者福祉手当

①が1万5500円、②が40000円。

住宅加算

次の①・②のすべてに該当する方に支給されます。

①手当月額1万5500円の心身障害者福祉手当を受給している方
②市内の民間アパート・借家などに居住し、市から他の住宅扶助を受けていない非課税世帯の方

手当月額35000円

重度の心身障害者のため、常時特別な介護を必要とする方（重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方、重度の知的障害と身体障害の重複障害の方、重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方）に支給されます。ただし、施設入所者および3カ月を超えて入院している方には支給されません。

※申請者本人の所得制限あり。20歳未満の方は扶養義務者の所得制限あり。

手当月額6万円

詳しくは特別児童扶養手当が児童青少年課助成支援係☎470・7736、その他の手当が障害福祉課☎470・7747へ。

木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用の一部を助成しています

31年度から木造住宅耐震改修助成金額を30万円から60万円に拡充します

市では地震による建物の倒壊などの被害を軽減するため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成しています。いずれも実施する前に申請をしないと助成が受けられません。

助成金額を60万円に拡充します

助成対象住宅①～④のすべてに該当する住宅①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅②地上3階までの戸建住宅（店舗併用住宅を含む。地階除く）③現に居住している④耐震診断の結果構造耐震指標I-W値が1・0未満である（③と④は耐震改修助成の場合のみ）

【助成対象工事】耐震診断を行った結果に基づき構造耐震指標I-W値が1・0以上になるよう補強を行う工事

詳しくは同課☎470・7756へ。

アイジグザン

市長 並木克巳

みなさんこんにちは、新年度が始まりました。いかがお過ごしですか。先月開催した市議会定例会にて31年度予算が可決され、新年度をスタートすることができました。

この予算は快適性の向上を図る取り組みや将来に向けての取り組みに着手する重要な予算となっています。空白地域の解消を図り、交通利便性の向上を目指します。このような31年度予算です。

改廃なども行いながら、選択と集中を心掛け、予算作り上げてまいりました。快適性の面では、特に教育分野において、学校体育館のトイレの洋式化を始めとするトイレ改修、小学校図書室へのエアコン設置、生涯学習センターのトイレ改修などに取り組みます。

将来に向けては長期総合計画の策定に取り組みしており、今年度からは都市計画マスタープラン、財政健全経営計画の策定や見直しに向けて動き始めます。また、北部・西部地域における公共施設の再編に向けた施設機能のあり方についての検討に着手することとし、その中で子育て支援機能のあり方についても考えてまいります。都市計画道路の整備も推進し安全で安心な地域を目指してまいります。

そして、上の原地区に新たな屋外運動施設も完成いたします。また、デマンド型交通の試験運行を実施し、公共交通空白地域の解消を図り、交通利便性の向上を目指します。このように31年度予算です。

が、前年度比2・3%減に抑えることができました。厳しい財政状況のため歳出の抑制に努力したこともありますが、前年度まで力を入れてきた待機児童解消策や上の原地区のまちづくりなどの取り組みも要因です。市内ではまだまだ待機児童対策が続いておりませんが、当市においては保育施設の開設に注力し提供体制を整えてまいります。上の原地区のまちづくりも着実に進めてまいります。持続するまちづくりの重要な要素としての取り組みが進んでいる証です。しかし、依然として厳しい財政状況に変わりはありません。これらの投資的取組を実施するには、貯金を取り崩し、借金もしながら市政運営を行っているのが現状です。しかし、これは未来への投資であります。将来を担う子供たちが笑顔で暮らせる環境を目指し、健全な財政運営と持続する市政運営に向けスタートいたします。